

## 第二二回

### 参第一八号

#### 優生保護法の一部を改正する法律（案）

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「指定を受けた者」の下に「（以下受胎調節実地指導員という。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の指定をした場合には、政令の定めるところにより、指定証を交付しなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 受胎調節実地指導員は、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することができる。

2 前項の規定により医薬品を販売することができる受胎調節実地指導員は、省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出て、前条第三項の規定により交付を受けた指定証に証印を受けた者に限るものとする。

3 受胎調節実地指導員は、前二項の規定により医薬品を販売するときは、証印を受けた指定証を携帯しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により医薬品を販売する受胎調節実地指導員については、薬事法第四十五条及び第四十九条の規定を準用する。

5 薬事法第五十条に規定する薬事監視員は、前項において準用する同法第四十九条第一項に規定する当該官吏又は吏員の職権を行うことができる。

6 都道府県知事は、受胎調節実地指導員が第二十九条の二第一項第一号若しくは第二号の規定に該当し、又は薬事法その他薬事に関する法律の規定に違反したときは、その者の第一項及び第二項の規定による医薬品の販売を期間を定めて停止し、又は禁止することができる。

7 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける受胎調節実地指導員に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることができる。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（第十五条の二違反）

第二十九条の二 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第四項において準用する薬事法第四十五条の規定による命令に違反し

た者

二 第十五条の二第四項において準用する薬事法第四十九条第一項の規定による要求があつた場合において、報告をせず若しくは虚偽の報告をした者又は同法同条同項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避した者

三 第十五条の二第六項の規定による販売停止の処分に違反した者

2 第十五条の二第六項の規定による販売禁止の処分に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

優生保護法の規定に基く受胎調節の实地指導について、その効果の向上を期するため、受胎調節の实地指導を行う者が、その实地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限つて、薬事法の手続によらないで、販売することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。